

平成26年3月28日
山口県報号外第18号
監査公表第2号別冊

平成25年度

行政監査結果報告書

「指定管理者による公の施設の管理運営について」

平成26年3月

山口県監査委員

目 次

第1 監査の概要

| | | |
|-----|------------------|---|
| 1 | 監査のテーマ | 1 |
| 2 | 監査の趣旨 | 1 |
| 3 | 監査の対象機関 | |
| (1) | 事前調査の実施 | 1 |
| (2) | 実地監査対象機関の選定 | 1 |
| 4 | 監査の実施時期及び方法 | |
| (1) | 実施時期 | 1 |
| (2) | 実施方法 | 1 |
| 5 | 監査の着眼点 | 2 |
| (※) | 事前監査対象機関（表1） | 3 |
| (※) | 実地監査対象機関、実施日（表2） | 4 |

第2 監査結果の概要

| | | |
|-------|----------------------|----|
| 1 | 制度の概要と本県の状況 | |
| (1) | 公の施設 | 5 |
| (2) | 指定管理者制度 | 6 |
| 2 | 事前調査の結果 | |
| (1) | 指定管理者となった団体の種類 | 10 |
| (2) | 利用料金制度 | 11 |
| (3) | 選定手続き（公募、非公募の状況） | 11 |
| (4) | モニタリング（事業実績報告等の点検状況） | 11 |
| (5) | 事業収支の状況 | 12 |
| (※) | 事前調査集計状況（表3） | 13 |
| 3 | 実地監査の結果 | |
| (1) | 指定管理者の選定手続き | 14 |
| (※) | 選定手続きの状況等（表4） | 15 |
| (2) | 管理運営に関する事務手続き | 16 |
| (3) | 制度導入効果の十分な発揮 | 17 |
| (4) | 管理運営状況の適切な把握・検証 | 21 |
| 第3 | 監査意見 | 25 |
| (参考1) | 改善留意事項一覧（着眼点ごと） | 26 |
| (参考2) | 実地監査対象施設の概要 | 28 |

監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

指定管理者による公の施設の管理運営について

2 監査の趣旨

県は「民間で出来ることはできる限り民間にゆだねる」を基本に民間のノウハウを活用し住民サービスの向上と経費の削減を図るために、平成17年度より公の施設の管理に指定管理者制度を導入し、平成22～23年度の指定更新を経て、平成25年4月現在、51事業（171施設）で制度が導入されている。

多くの施設で着実な導入が進む中で、指定管理者制度による公の施設のより適切で効率的な管理運営の観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の規定に基づき監査を実施した。

3 監査の対象機関

（1）事前調査の実施

平成25年4月1日現在で指定管理者制度を導入している全施設（大島防災センターほか50事業）の管理運営状況について、施設所管課（総務部防災危機管理課ほか17課）に対し監査資料（監査調書、関係資料）の提出を求めた。

（2）実地監査対象機関の選定

施設を業務内容により分類し、類型間のバランス等を考慮の上、実地監査対象機関として9施設を選定した。

また、実地監査は、施設所管課のほか、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として指定管理者に対しても実施することとした。

なお、事前調査及び実地監査対象機関については、表1及び表2のとおりである。

4 監査の実施時期及び方法

（1）実施時期

平成25年9月17日（火）から同年10月31日（木）までの間に実地監査を実施した。

（2）実施方法

関係書類等の実査、照合、現物の確認、職員への質問等の監査実施手続を用いて監査を実施した。

5 監査の着眼点

次のとおりとした。

(1) 選定手続きは適正か

- ア 募集、審査に係る要項等
- イ 公募に関するスケジュール
- ウ 選定委員会
- エ 単独指定

(2) 管理運営に関する事務手続きは適正か

- ア 協定書、業務仕様書等規定に沿った管理運営
- イ 利用料金の設定、減免事務

(3) 制度導入効果が十分発揮されるものとなっているか

- ア 設置目的に沿った運営の実現
- イ 委託料（指定管理料）の設定
- ウ 運営の質の向上による利用者サービスの増進

(4) 管理運営状況を適切に把握・検証しているか

- ア モニタリングの実施
- イ 収支決算状況の把握

(表1) 事前調査対象機関 (※平成25年4月1日現在制度を導入している全施設)

| | 施設名 | 指定管理者 | 所管課 | 施設類型 | 指定期間 |
|----|-------------------------|----------------------|----------|------------------|-------------------|
| 1 | 大島防災センター | 周防大島町 | 防災危機管理 | ①防災 | H25.4.1~H30.3.31 |
| 2 | セミナーパーク | (公財)山口県ひとづくり財団 | 政策企画 | ②県民学習 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 3 | おのだサッカー交流公園 | 県立おのだサッカー交流公園運営協会 | スポーツ推進 | ③スポーツ | H23.4.1~H28.3.31 |
| 4 | 下関武道館 | 下関市 | | | H23.7.21~H28.3.31 |
| 5 | スポーツ交流村 | (公財)山口県ひとづくり財団 | 文化振興 | ④文化芸術 | H22.4.1~H27.3.31 |
| 6 | 美術館 | サントリーパブリシティーサービス(株) | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 7 | 萩美術館・浦上記念館 | サントリーパブリシティーサービス(株) | 文化振興 | ④文化芸術 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 8 | 県民文化ホールいわくに | サントリーパブリシティーサービスグループ | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 9 | 秋吉台国際芸術村 | (公財)山口県きらめき財団 | 新産業振興 | ⑤産業・労働 | H24.4.2~H28.3.31 |
| 10 | 県民芸術文化ホールながと | (公財)長門市文化振興財団 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 11 | 国際総合センター | (一財)山口県国際総合センター | 県民生活 | ⑥県民活動 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 12 | やまぐち県民活動支援センター | NPO法人やまぐち県民ネット21 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 13 | ビジターセンター(豊田湖) | 下関市 | 自然保護 | ⑦自然保護 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 14 | ビジターセンター(須佐湾) | 萩市 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 15 | ビジターセンター(角島) | 下関市 | 自然保護 | ⑦自然保護 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 16 | ビジターセンター(秋吉台) | 美祢市 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 17 | きらら浜自然観察公園 | NPO法人野鳥やまぐち | 健康増進 | ⑧健康・福祉 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 18 | 健康づくりセンター | (公財)山口県健康福祉財団 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 19 | みほり学園 | (福)山口県社会福祉事業団 | こども未来 | ⑧健康・福祉 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 20 | 母子福祉センター | (財)山口県母子寡婦福祉連合会 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 21 | 聴覚障害者情報センター | (福)山口県聴覚障害者福祉協会 | 障害者支援 | ⑨産業・労働 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 22 | 若者就職支援センター | (株)日本マンパワー | 労働政策 | | H22.4.1~H27.3.31 |
| 23 | やまぐちフローランド | (財)やない花のまちづくり振興財団 | 農業振興 | ⑩農林漁業 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 24 | 栽培漁業センター(外海) | (公社)山口県栽培漁業公社 | 水産振興 | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 25 | 栽培漁業センター(外海第二) | (公社)山口県栽培漁業公社 | ⑪漁港漁場整備 | H23.4.1~H28.3.31 | |
| 26 | 栽培漁業センター(内海) | (公社)山口県栽培漁業公社 | | 水産振興 | |
| 27 | 漁港施設(徳山漁港プレジャーポート用浮桟橋等) | 山口県漁業協同組合 | 漁港漁場整備 | ⑫公園 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 28 | 漁港施設(見島漁港可動橋) | 萩市 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 29 | 漁港施設(見島漁港宇津多目的広場) | 萩市 | 都市計画 | ⑬下水道 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 30 | 都市公園(維新百年記念公園) | (一財)山口県施設管理財団 | | | H22.4.1~H27.3.31 |
| 31 | 都市公園(片添ヶ浜海浜公園) | 周防大島町 | 港湾 | ⑭港湾施設 | H22.4.1~H27.3.31 |
| 32 | 都市公園(萩ウエルネスパーク) | 萩市 | | | H22.4.1~H27.3.31 |
| 33 | 流域下水道(周南) | 総合設備管理(株) | 港湾 | ⑮県営住宅 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 34 | 流域下水道(田布施川) | 総合設備管理(株) | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 35 | 港湾施設(徳山下松港晴海緑地公園) | 周南市 | 港湾 | ⑯社会教育・文化財 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 36 | 港湾施設(徳山下松港はなぐり緑地) | 下松市 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 37 | 港湾施設(徳山下松港下松埠頭公園) | 下松市 | 港湾 | ⑯社会教育・文化財 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 38 | 港湾施設(三田尻中閑港新築地港湾施設) | 防府市 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 39 | 港湾施設(岩国港新港地区緑地) | 岩国市 | 港湾 | ⑯社会教育・文化財 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 40 | 港湾施設(萩港商港離島ターミナル) | 萩市 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 41 | 港湾施設(萩港潟港港湾施設) | (株)マリーナ萩 | 港湾 | ⑯社会教育・文化財 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 42 | 港湾施設(萩港潟港緑地) | 萩市 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 43 | 港湾施設(平生港水揚地区物揚場等) | 平生町 | 港湾 | ⑯社会教育・文化財 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 44 | 港湾施設(徳山下松港櫛ヶ浜船たまり) | 周南市 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 45 | 港湾施設(徳山下松港州鼻船たまり) | 下松市 | 港湾 | ⑯社会教育・文化財 | H22.4.1~H27.3.31 |
| 46 | 県営住宅(121施設) | (一財)山口県施設管理財団 | 住宅 | | H24.4.1~H27.3.31 |
| 47 | 青少年自然の家(油谷) | NPO法人しぜんとあそびたい | 社会教育・文化財 | ⑯社会教育施設 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 48 | 青少年自然の家(秋吉台) | (公財)山口県ひとづくり財団 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 49 | 青少年自然の家(十種ヶ峰) | (公財)山口県ひとづくり財団 | 社会教育・文化財 | ⑯社会教育施設 | H23.4.1~H28.3.31 |
| 50 | 青少年自然の家(由宇) | (公財)山口県ひとづくり財団 | | | H23.4.1~H28.3.31 |
| 51 | 埋蔵文化財センター | (公財)山口県ひとづくり財団 | 社会教育・文化財 | ⑯社会教育施設 | H23.4.1~H28.3.31 |

(表2) 実地監査対象機関、実施日

| No | 対象施設名 | 指定管理者 | | 施設所管課 | |
|----|---------------------------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 名称 | 監査実施日 | 名称 | 監査実施日 |
| 1 | 大島防災センター | 周防大島町 | 10月21日(月) | 防災危機管理課 | 10月11日(金) |
| 2 | おのだサッカー交流公園 | 県立おのだサッカー交流公園運営協会 | 9月19日(木) | スポーツ推進課 | 9月20日(金) |
| 3 | 秋吉台国際芸術村 | 公益財団法人 山口きらめき財団 | 10月28日(月) | 文化振興課 | 10月31日(木) |
| 4 | きらら浜自然観察公園 | 特定非営利活動法人 野鳥やまぐち | 9月26日(木) | 自然保護課 | 9月25日(水) |
| 5 | 栽培漁業センター (外海、外海第二、内海) | 公益社団法人 山口県栽培漁業公社 | 10月8日(火) | 水産振興課 | 10月10日(木) |
| 6 | 都市公園 (萩ウエルネスパーク) | 萩市 | 10月1日(火) | 都市計画課 | 10月3日(木) |
| 7 | 港湾施設 (徳山下松港晴海緑地公園ほか 10施設) | 周南市ほか | — | 港湾課 | 9月17日(火) |
| 8 | 県営住宅等(121施設) | 一般財団法人 山口県施設管理財団 | 10月4日(金) | 住宅課 | 10月16日(水) |
| 9 | 青少年自然の家(由宇) | 公益財団法人 山口県ひとつづくり財団 | 10月22日(火) | 社会教育・文化財課 | 10月24日(木) |

(注)「7 港湾施設」は施設所管課のみ実施監査を実施した。内訳は以下のとおり。

| | 施設名 | 指定管理者名 | 指定期間 |
|---|---------------------|----------|------------------|
| ① | 港湾施設(徳山下松港晴海緑地公園) | 周南市 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ② | 港湾施設(徳山下松港はなぐり緑地) | 下松市 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ③ | 港湾施設(徳山下松港下松埠頭公園) | 下松市 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ④ | 港湾施設(三田尻中関港新築地港湾施設) | 防府市 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ⑤ | 港湾施設(岩国港新港地区緑地) | 岩国市 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ⑥ | 港湾施設(萩港商港離島ターミナル) | 萩市 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ⑦ | 港湾施設(萩港潟港港湾施設) | (株)マリーナ萩 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ⑧ | 港湾施設(萩港潟港緑地) | 萩市 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ⑨ | 港湾施設(平生港水揚地区物揚場等) | 平生町 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ⑩ | 港湾施設(徳山下松港櫛ヶ浜船だまり) | 周南市 | H23.4.1～H28.3.31 |
| ⑪ | 港湾施設(徳山下松港州鼻船だまり) | 下松市 | H22.4.1～H27.3.31 |

第2 監査結果の概要

1 制度の概要と本県の状況

(1) 公の施設

「公の施設」は、法第244条の規定により、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている。

県が設置する公の施設は205施設であり、うち直営の施設は34施設(21種類)となっている。(平成25年4月1日現在)。

直営施設一覧(H25.4.1現在)

| 種類 | 施設名 | 施設数 | 設置条例 | 所管課 | 備考 |
|----|----------------|-----|-------------------|---------------------|----|
| 1 | 少年消防クラブ会館 | 1 | 山口県少年消防クラブ会館条例 | 防災危機管理 | |
| 2 | 消費生活センター | 1 | 山口県消費生活センター条例 | 県民生活 | |
| 3 | 交通安全学習館 | 1 | 山口県交通安全学習館条例 | 地域安心・安全 (交通企画) | |
| 4 | 男女共同参画相談センター | 1 | 山口県男女共同参画相談センター条例 | 男女共同参画 | |
| 5 | 動物愛護センター | 1 | 山口県動物愛護センター条例 | 生活衛生 | |
| 6 | 室積公園 | 1 | 山口県立室積公園条例 | 自然保護 | |
| 7 | 環境保健センター | 1 | 山口県環境保健センター条例 | 厚政 | |
| 8 | 萩看護学校 | 1 | 山口県立萩看護学校条例 | 医務保険 | |
| 9 | 知的障害者更生相談所 | 1 | 山口県知的障害者更生相談所条例 | 障害者支援 | |
| 10 | 身体障害者更生相談所 | 1 | 山口県身体障害者更生相談所条例 | 障害者支援 | |
| 11 | 身体障害者福祉センター | 1 | 身体障害者更生援護施設条例 | 障害者支援 | |
| | 点字図書館 | 1 | 身体障害者更生援護施設条例 | 障害者支援 (社会教育・文化財) | |
| 12 | 東部高等産業技術学校 | 1 | 山口県立職業能力開発校条例 | 労働政策 | |
| | 西部高等産業技術学校 | 1 | 山口県立職業能力開発校条例 | 労働政策 | |
| 13 | 農林総合技術センター | 1 | 山口県農林総合技術センター条例 | 農林水産政策 | |
| 14 | 農業大学校 | 1 | 山口県立農業大学校条例 | 農業経営 | |
| 15 | 水産研究センター | 1 | 山口県水産研究センター条例 | 水産振興 | |
| 16 | 山口きらら博記念公園 | 1 | 山口県都市公園条例 | 都市計画 | |
| | 都市公園(県立亀山公園) | 1 | 山口県都市公園条例 | 都市計画 | |
| 17 | 工業用水道 | 11 | 山口県工業用水道条例 | 企業総務課 | |
| 18 | やまぐち総合教育支援センター | 1 | 山口県総合教育支援センター条例 | 教職員 | |
| 19 | 図書館 | 1 | 山口県立図書館条例 | 社会教育・文化財 | |
| 20 | 博物館 | 1 | 山口県立博物館条例 | 社会教育・文化財 | |
| 21 | 文書館 | 1 | 山口県文書館条例 | 社会教育・文化財 | |
| 合計 | | | 21種類 | 34施設 | |

※ 漁港、港湾、道路、河川、学校を除く。

(2) 指定管理者制度

ア 制度の趣旨

地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により管理委託制度に替わって指定管理者制度が導入され、この法律の施行後 3 年以内に、原則として公の施設は「①自らが直接管理（直営）」又は「②指定管理者による管理」のいずれかによることとなった。

指定管理者制度は、広く民間事業者も対象とし、また使用許可処分も含め委任できるなどの特徴がある。

本県では、「民間にできることはできる限り民間にゆだねる」ことを基本として、公の施設の管理について、指定管理者制度の積極的な活用と適正な運用を図ることとしている。

イ 導入の状況

県は、設置する全ての公の施設について制度導入の可否を検討し、平成 17 年度から現在まで、全 205 施設のうち 171 施設（平成 25 年 4 月 1 日現在）について指定管理者制度を導入している。

〈制度の導入状況〉

| 導入開始時期 | 導入施設 | 施設数 | 選考方法等 |
|---------|----------------|-------------------|---|
| H17. 4 | 県営住宅 | (121 施設) | 公募 |
| H18. 1 | 県営住宅 | (1 施設) | 単独 |
| H18. 4 | 管理委託施設 新規施設 | (51 施設) (1 施設) | 公募 24 施設 ・現行団体を指定：13 施設 ・新たな団体を指定：11 施設 単独 28 施設 |
| H18. 7 | スポーツ公園 | (1 施設) | 単独 |
| H18. 8 | 港湾施設 | (1 施設) | 単独 |
| H19. 12 | 県営住宅 | (▲1 施設) | (施設廃止) |
| H20. 11 | 防災施設 | (1 施設) | 単独 |
| H21. 8 | 港湾施設 | (1 施設) | 単独 |
| H22. 3 | 松陰記念館 | (▲1 施設) | (施設移管) |

| | | | |
|-------|--|--|--|
| H22.4 | 若者就職支援センター 港湾施設 | (1 施設) (1 施設) | 公募 単独 |
| H23.3 | 福祉施設 二十一世紀の森施設 港湾施設 長者ヶ原グリーンスポーツ広場 大島青年の家 萩青年の家 | (▲3 施設) (▲1 施設) (▲1 施設) (▲1 施設) (▲1 施設) (▲1 施設) | (施設移管) (施設廃止) (施設統合) (施設廃止) (施設廃止) (施設譲渡) |
| H23.4 | 美術館 十種ヶ峰青少年野外活動センター | (2 施設) (1 施設) | 公募 単独 |
| H23.7 | 下関武道館 | (1 施設) | 単独 |
| H24.3 | 江汐公園 柳井ウェルネスパーク 光青年の家 | (▲1 施設) (▲1 施設) (▲1 施設) | (施設移管) (施設移管) (施設廃止) |
| 合 計 | | (171 施設) | |

ウ 運用について

制度所管課（総務部人事課）は、制度の導入及び運用について基本的な考え方や具体的な取扱い等を取りまとめた「指定管理者制度の導入ガイドライン」を平成16年11月に策定し、制度の導入を進めてきた。

その後、制定後の課題や制度の運用状況を踏まえて見直しを行い、平成22年9月に「指定管理者制度ガイドライン」を策定（平成24年4月一部改正、以下「ガイドライン」という。）している。

（ア）制度活用の基本的な考え方

考慮すべき視点として次のように示されている。

- ・ 施設の現状やあり方、今後の運営について隨時点検・見直しを行い、制度の積極的な活用に努めること。
- ・ 広く民間事業者の参加を促し、民間ノウハウの活用を積極的に進めるため、公募を原則とすること。
- ・ 選定は選定委員会により行い、基準や理由等について情報公開を行うこと。
- ・ 県は施設の設置者として、隨時、管理運営状況の点検・評価を行い、業務の実施手法等について改善を促すこと。

(イ) 今後の取組

現状を踏まえ、今後取組むべき方向等について次のとおり示されている。

- ・ 現在直営で運営している施設や新たに設置する施設について、施設の設置目的や業務内容を点検しながら、制度の導入を進める。
- ・ 既に制度を導入した施設については、利用状況、運営管理の状況を点検・評価し、導入効果を検証し、より効率的かつ利用者のニーズに合った運営を図る。
- ・ 直営施設を含め、県施設全般について、社会情勢の変化等を踏まえ、施設のあり方等の検討を行う（施設譲渡を含めた民営化、施設規模の縮小・廃止、地元市町等への譲渡）。

(ウ) 財政関係

制度運用に関する財政関係の留意事項として、ガイドライン別紙により次のように定められている。

a 指定管理料の精算

- (a) 指定管理料の額は、指定期間中の総額（上限額）を「包括協定」で定めるとともに、指定期間中の各年度の額は、指定管理者に各年度ごとの事業計画書、収支予算書等の提出を求め、これらに基づいて所要額を精査の上、当該各年度の予算の範囲内で、指定管理者と「年度協定」を締結して決定する。
- (b) 指定管理者に対し、収益の拡大やコスト削減に向けた自主的・主体的な取組み（以下「経営努力」という。）へのインセンティブを確保するため、次の経費に係る部分を除き、原則として指定管理料の精算は行わない。

《指定管理料の精算を行う経費》

- ・ 指定管理料に国庫支出金、市町村からの委託料など、精算を必要とする特定財源を充当している場合における当該充当対象経費
- ・ 施設の目的外使用に伴い、県が実費相当額を収入している光熱水費
- ・ その他県と指定管理者が協議の上、精算することを定めた経費

- (c) 上記取扱いに伴い指定管理者に利益が生じる場合はbの取扱いによる。

b 指定管理者の利益に関する取扱い

- (a) 指定管理者の業務に係る毎年度の損益計算において、指定管理者に利益が生じた場合は、原則として以下により取り扱うものとする。

（指定管理者が市町村である場合）

指定管理者と協議し、次の中から適当な方法で利益を還元させる。

《利益還元の方法》

- ・後年度における欠損金の発生に備えた内部留保（基金の積立等の方法により、業務の終了又は廃止の時点で残額がある場合は、県へ納付。）
- ・施設の利用促進事業やサービス向上のための公益事業、施設改善等の実施
- ・当該年度又は当該翌年度における指定管理料の減額
- ・県への納付

(指定管理者が民間団体である場合)

- 指定管理者の経営努力により生じた利益は、指定管理者の利益とし、当該利益の認定に当たっては、指定管理者が自らその根拠を示すものとする。
- 次の利益は、指定管理者の経営努力により生じた利益としない。

《経営努力により生じた利益としないもの》

- ・指定管理料及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益から生じた利益
- ・指定管理者が本来行うべき業務を行わず管理運営経費が減少し、その結果生じた利益

- 指定管理者の経営努力により生じた利益であっても、その額が指定管理者の収益規模や利用者の負担等に照らしてあまりに過大であると認められる場合は、当該過大な利益について、指定管理者が市町村である場合の取扱いに準じ利益を還元させる。

なお、過大な利益の額は、次の算式によって得られる額を目安とする。

《過大な利益の額の算出》

$$(算式) \text{ 過大な利益の額 } (< 0 \text{ の場合は } 0) = A - B \times 0.2$$

A : 指定管理者の経営努力により生じた利益の総額

B : 利用料金の収入総額（実費相当額を徴収する利用料金の収入額を除き、利用料金が条例上の基準額と異なる場合は、基準額で徴収したと仮定し算出した収入額）

- 指定管理者の経営努力により生じた利益以外の利益については、指定管理者が市町である場合の取扱いに準じ、これを還元させるものとする。
ただし、本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、利益が生じたと認められる場合は、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法による。

(b) 県は、指定管理者によるサービス提供の実態を定期的に調査し、利益の発生がサービス水準の低下に起因していると認められる場合は、直ちにその是正を指導するとともに、複数年度にわたり過大な利益が発生した場合には、指定管理料の積算方法、利用料金の額の妥当性等を見直すものとする。

(c) 本取扱は、利用料金制の採用の如何にかかわらず、また、指定管理料の支払いがない施設についても適用する。

2 事前調査の結果

平成 25 年 4 月 1 日現在で制度を導入している全施設(大島防災センターほか 50 事業)の管理運営状況について、施設所管課(総務部防災危機管理課ほか 17 課)に対し監査資料(監査調書、関係資料)の提出を求めた。

集計の結果は表 3 のとおりであり、次のような状況となっている。

(1) 指定管理者となった団体の種類

地方公共団体 41.2%、特例民法法人等 33.3%、株式会社 11.8% 等となっている。

なお、本県では全国(※)と比べ地方公共団体が多くなっている。

(※)「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成 24 年 11 月 6 日、総務省自治行政局経営支援室発表資料)における都道府県集計分(指定都市、市区町村除く)より(以下同じ)

<団体区分別内訳>

| 区分 | ①株式会社 | | ②特例民法法人等 | | ③地方公共団体 | | ④公共的団体 | | ⑤地縁による団体 | | ⑥特定非営利活動法人 | | ⑦①～⑥以外の団体 | | 合計 | |
|---------------|-------|-------|----------|-------|---------|-------|--------|------|----------|------|------------|------|-----------|-------|-------|------|
| | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 導入施設数 | 構成比 |
| 山口県 | 6 | 11.8% | 17 | 33.3% | 21 | 41.2% | 3 | 5.9% | 0 | 0.0% | 3 | 5.9% | 1 | 2.0% | 51 | 100% |
| 全国 (都道府県計) | 1,226 | 17.2% | 4,143 | 58.2% | 253 | 3.6% | 412 | 5.8% | 11 | 0.2% | 149 | 2.1% | 929 | 13.0% | 7,123 | 100% |

(注)各区分の解説

- ① 株式会社
- ② 特例民法法人等(従来の公益法人。一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等)
- ③ 地方公共団体(一部事務組合含)
- ④ 公共的団体(農業協同組合、社会福祉法人等)
- ⑤ 地縁による団体(自治会、町内会等)
- ⑥ 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- ⑦ ①～⑥以外の団体(共同企業体等)

(2) 利用料金制度

当該制度は、指定管理者に対し管理する公の施設の利用に係る料金（＝利用料金）を当該指定管理者の収入として収受させるもの（法 244 条の 2 第 8 項）である。

管理委託した公の施設のうち施設使用の対価を徴しているものは 29 事業で、そのうち 28 事業で利用料金制度が導入されており、導入されていない 1 事業（県営住宅）は、施設の性格等から国の通知により利用料金制度の導入は適切でないとされている。

(3) 選定手続き（公募、非公募の状況）

51 事業中 19 事業（37.3%）において公募により候補者を募集し、残り 32 事業（62.7%）は指定管理者を単独で指定していた。

なお、公募実施の全国平均値は 63.8%（7,123 事業中 4,544 事業）であり、本県では全国に比べ単独指定が多くなっている。

ガイドラインでは、指定管理者の選定は原則公募であるが、公募により難い特別の事由があるものは単独で指定できるとし、単独指定となる 3 つの類型を示しており、その選択の状況は次のとおりである。

- ① 特定の団体が当該施設に係る総合的、専門的なノウハウ等を有しており、他の管理では、施設の目的や適正な運営を確保することが著しく困難なもの。
⇒ 8 施設
- ② 地元市町の施策との関連性や設置の経緯から、地元市町（関連団体を含む）による管理運営が最も適当と考えられるもの。
⇒ 23 施設
- ③ 隣接施設や同種の施設と一体的に管理することで、効果的・効率的な管理運営を図ることができるため、隣接施設等の管理団体に管理運営を行わせることが適当と認められるもの。
⇒ 1 施設

(4) モニタリング（事業実績報告等の点検状況）

制度導入後の指定管理者の管理運営状況を確認するとともに、導入の目的であるサービスの向上、経費の節減について、その達成の度合いを測定し、制度の運用の向上を図ることを目的としてモニタリングが実施されている。

ガイドラインにおいて、次のとおり実施内容や頻度、方法等が種別ごとに定められており、そのうち定期モニタリングは全ての施設において実施されているが、その内容は書面による確認や指定管理者へのヒアリングが大半（35 施設）を占め、実地調査を実施している施設は 16 施設となっている。

〈モニタリングの種別、目的等〉

| 種別(頻度) | 内容等 | 実施時期 | 実施者 | |
|--------|--|-------------|-----|-------|
| | | | 県 | 指定管理者 |
| ①日常 | 利用状況や協定書等で定められた事項を履行しているかなどを日々または月単位で整理。 | 日々 毎月 | | ○ |
| ②定期 | 日常モニタリングの結果分析や利用者満足度調査をもとに指定管理者と県(施設所管課)が協力して実施。顧客満足度を測定し、改善が必要な点はそれぞれの立場に立った適切な改善を図る。 | 四半期毎 年度毎 | ○ | ○ |
| ③随時 | トラブル発生時等、指定管理者がとる改善行動について、適切かどうか、立入調査等により実施。 →問題が修復されていないと判断した場合は、改善の指示や指定の取消し、指定管理業務の停止を命じる。 | 随時 | ○ | |

〈定期モニタリングの実施方法〉

| 項目 | 施設数 | 構成比 |
|-------------------|-----|-------|
| ① 書面確認のみ | 15 | 29.4% |
| ② 指定管理者に対しヒアリング実施 | 20 | 39.2% |
| ③ 実施調査（現地確認）を実施 | 16 | 31.4% |
| 合 計 | 51 | 100% |

(5) 事業収支の状況

収支決算の状況は、①剰余金のあるもの：20 施設 (39.2%)、②収支が均衡しているもの：7 施設 (13.7%)、③支出超過となっているもの：20 施設 (39.2%)、④収支の把握がされていないもの：4 施設 (7.8%) となっていた。

また、全 51 施設中 20 施設について、県は指定管理料を支出していない。

(表3) 事前調査集計状況

| | 施設名 | 指定管理者 | 公募選定 | | 平成24年度 事業収支等 (単位:円) | | | | |
|----|-------------------------|----------------------|------|-------|---------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| | | | 公募実施 | 非公募理由 | 利用料金制度 | 事業収入 | うち指定管理料 | 事業支出 | 収支差 |
| 1 | 大島防災センター | 周防大島町 | | ② | ○ | 26,991,780 | 26,732,000 | 27,123,074 | △ 131,294 |
| 2 | セミナーパーク | (公財)山口県ひとづくり財團 | ○ | | ○ | 303,997,022 | 242,465,000 | 297,345,389 | 6,651,633 |
| 3 | おのだサッカー交流公園 | 県立おのだサッカー交流公園運営協会 | | ② | ○ | 29,494,671 | 0 | 26,467,752 | 3,026,919 |
| 4 | 下関武道館 | 下関市 | | ② | ○ | 35,129,223 | 0 | 35,129,223 | 0 |
| 5 | スポーツ交流村 | (公財)山口県ひとづくり財團 | ○ | | ○ | 123,224,874 | 89,100,000 | 129,409,495 | △ 6,184,621 |
| 6 | 美術館 | サントリーバブリシティーサービス(株) | ○ | | ○ | 97,600,610 | 270,000,000 | 98,109,688 | △ 509,078 |
| 7 | 萩美術館・浦上記念館 | サントリーバブリシティーサービス(株) | ○ | | ○ | 172,640,388 | | 171,496,300 | 1,144,088 |
| 8 | 県民文化ホールいわくに | サントリーバブリシティーサービスグループ | ○ | | ○ | 289,376,000 | 202,570,000 | 289,720,000 | △ 344,000 |
| 9 | 秋吉台国際芸術村 | (公財)山口県きらめき財團 | ○ | | ○ | 221,624,898 | 157,188,000 | 222,916,481 | △ 1,291,583 |
| 10 | 県民芸術文化ホールながと | (公財)長門市文化振興財團 | | ③ | ○ | 191,602,808 | 40,528,000 | 191,513,056 | 89,752 |
| 11 | 国際総合センター | (一財)山口県国際総合センター | ○ | | ○ | 390,367,655 | 222,148,000 | 386,952,702 | 3,414,953 |
| 12 | やまぐち県民活動支援センター | NPO法人やまぐち県民ネット21 | ○ | | | 19,440,036 | 19,439,000 | 19,318,263 | 121,773 |
| 13 | ビジターセンター（豊田湖） | 下関市 | | ② | | 24,850,513 | 0 | 22,022,947 | 2,827,566 |
| 14 | ビジターセンター（須佐湾） | 萩市 | | ② | | 10,238,424 | 0 | 9,532,590 | 705,834 |
| 15 | ビジターセンター（角島） | 下関市 | | ② | | 4,959,484 | 0 | 4,959,484 | 0 |
| 16 | ビジターセンター（秋吉台） | 美祢市 | | ② | | 6,444,094 | 0 | 6,444,094 | 0 |
| 17 | きらら浜自然観察公園 | NPO法人野鳥やまぐち | ○ | | ○ | 49,440,952 | 48,160,000 | 47,738,482 | 1,702,470 |
| 18 | 健康づくりセンター | (公財)山口県健康福祉財團 | ○ | | ○ | 41,624,414 | 24,024,000 | 41,948,581 | △ 324,167 |
| 19 | みほり学園 | (福)山口県社会福祉事業団 | | ① | | 200,583,632 | 189,933,000 | 200,583,632 | 0 |
| 20 | 母子福祉センター | (財)山口県母子寡婦福祉連合会 | | ① | | 8,825,000 | 8,775,000 | 8,825,000 | 0 |
| 21 | 聴覚障害者情報センター | (福)山口県聴覚障害者福祉協会 | | ① | | 24,846,223 | 23,906,000 | 24,846,223 | 0 |
| 22 | 若者就職支援センター | (株)日本マンパワー | ○ | | | 145,337,000 | 145,337,000 | 146,310,382 | △ 973,382 |
| 23 | やまぐちフラワーランド | (財)やまぐち花のまちづくり振興財團 | | ② | ○ | 242,920,848 | 108,369,000 | 229,767,410 | 13,153,438 |
| 24 | 栽培漁業センター（外海） | (公社)山口県栽培漁業公社 | | ① | | | | | |
| 25 | 栽培漁業センター（外海第二） | (公社)山口県栽培漁業公社 | | ① | | | 340,850,552 | 300,933,000 | 338,090,503 |
| 26 | 栽培漁業センター（内海） | (公社)山口県栽培漁業公社 | | ① | | | | | 2,760,049 |
| 27 | 漁港施設（徳山漁港アレジャーポート用浮桟橋等） | 山口県漁業協同組合 | ○ | | ○ | 8,231,000 | 0 | 7,953,990 | 277,010 |
| 28 | 漁港施設（見島漁港可動橋） | 萩市 | | ② | ○ | 2,489,760 | 0 | 4,575,145 | △ 2,085,385 |
| 29 | 漁港施設（見島漁港宇律多目的広場） | 萩市 | | ② | ○ | 9,200 | 0 | 16,792 | △ 7,592 |
| 30 | 都市公園（維新百年記念公園） | (一財)山口県施設管理財團 | ○ | | ○ | 320,711,477 | 234,511,000 | 304,668,816 | 16,042,661 |
| 31 | 都市公園（片添ヶ浜海浜公園） | 周防大島町 | | ② | ○ | 59,001,750 | 28,470,000 | 57,167,117 | 1,834,633 |
| 32 | 都市公園（萩ウエルネスパーク） | 萩市 | | ② | ○ | 32,951,003 | 29,767,000 | 41,878,000 | △ 8,926,997 |
| 33 | 流域下水道（周南） | 総合設備管理(株) | ○ | | | 266,175,000 | 266,175,000 | 273,483,886 | △ 7,308,886 |
| 34 | 流域下水道（川布施川） | 総合設備管理(株) | ○ | | | 79,191,000 | 79,191,000 | 80,959,528 | △ 1,768,528 |
| 35 | 港湾施設（徳山下松港附属緑地公園） | 周南市 | | ② | | 0 | 0 | 6,727,000 | △ 6,727,000 |
| 36 | 港湾施設（徳山下松港はなぐり緑地） | 下松市 | | ② | | — | 0 | — | — |
| 37 | 港湾施設（徳山下松港下松埠頭公園） | 下松市 | | ② | | — | 0 | — | — |
| 38 | 港湾施設（三田尻中間港新拠地港湾施設） | 防府市 | | ② | | 0 | 0 | 90,590 | △ 90,590 |
| 39 | 港湾施設（岩国港新港地区緑地） | 岩国市 | | ② | | — | 0 | — | — |
| 40 | 港湾施設（萩港漁港港湾施設） | 萩市 | | ② | ○ | 1,187,550 | 0 | 2,372,799 | △ 1,185,249 |
| 41 | 港湾施設（萩港漁港港湾施設） | (株)マリーナ萩 | | ② | ○ | 27,004,531 | 0 | 28,330,429 | △ 1,325,898 |
| 42 | 港湾施設（萩港漁港緑地） | 萩市 | | ② | | — | 0 | — | — |
| 43 | 港湾施設（平生港水揚地区物揚場等） | 平生町 | | ② | ○ | 3,456,000 | 0 | 3,406,946 | 49,054 |
| 44 | 港湾施設（徳山下松港漁港船たまり） | 周南市 | | ② | | 0 | 0 | 697,000 | △ 697,000 |
| 45 | 港湾施設（徳山下松港漁港船たまり） | 下松市 | | ② | ○ | 1,248,000 | 0 | 1,645,435 | △ 397,435 |
| 46 | 県営住宅（121施設） | (一財)山口県施設管理財團 | ○ | | | 1,015,345,800 | 1,015,346,000 | 1,015,343,754 | 2,046 |
| 47 | 青少年自然の家（袖谷） | NPO法人しぜんとあそびたい | ○ | | ○ | 38,523,804 | 37,185,000 | 38,678,114 | △ 154,310 |
| 48 | 青少年自然の家（秋吉台） | (公財)山口県ひとづくり財團 | ○ | | ○ | 57,198,414 | 54,430,000 | 57,093,770 | 104,644 |
| 49 | 青少年自然の家（十種ヶ峰） | (公財)山口県ひとづくり財團 | | ① | ○ | 61,688,776 | 60,794,000 | 61,367,180 | 321,596 |
| 50 | 青少年自然の家（山宇） | (公財)山口県ひとづくり財團 | ○ | | ○ | 99,189,780 | 77,451,000 | 100,685,629 | △ 1,495,849 |
| 51 | 埋蔵文化財センター | (公財)山口県ひとづくり財團 | | ① | | 32,645,000 | 32,645,000 | 32,645,000 | 0 |

3 実地監査の結果

先に示したとおり（P4 の表 2 参照）、9 施設に対し実地監査を実施した。
結果については以下のとおりである。

（1） 指定管理者の選定手続き（表 4 参照）

ア 募集、審査に係る要項等

（監査結果）

公募による募集を行った 4 施設は全て必要事項を具体的に記載した募集要領（要項）及び審査要領が作成されていた。

単独指定の施設は、1 施設を除き募集要領（要項）が作成されていなかったが、選定委員会等において指定管理者に行わせる業務の範囲等について整理が行われていた。

イ 公募に関するスケジュール

（監査結果）

ガイドラインは、募集期間（＝募集要項配布から応募の締切りまで）について少なくとも 1 か月を確保するものとなっているが、募集期間としてすべて 1 か月以上が確保されていた。

ウ 選定委員会

（監査結果）

指定に当たっては、港湾施設を除いて選定委員会による審査が行われ、審査結果は県ホームページにおいて公表されている。

また、ガイドラインにおいて基本的な委員構成が示されており、すべての施設において概ねガイドラインに沿った委員構成がされていた。

なお、港湾施設については、地元市町が主として施設の維持管理業務のみを無償で行っていること等から、選定委員会の設置、審査が行われていない。

エ 単独指定

(監査結果)

単独指定した 5 施設については、公募により難い特別な理由があるとされているが、競争性や公平性を確保するため、今後の指定に当たっては、可能な限り公募によることを検討されたい。

(表4) 選定手続きの状況等

| | 対象施設名 | 公募実施の状況 | ア 募集要項等の整備状況 | イ 公募スケジュール | ウ 選定委員会 | エ 単独指定の理由 |
|---|-----------------|---------|--------------|------------|---------|--|
| 1 | 大島防災センター | 単独指定 | 選定委員会資料で整理 | — | 設置 | 災害発生時の県災害対策本部との連携、地域の自主防災活動の推進 |
| 2 | おのだサッカー交流公園 | 単独指定 | 選定委員会資料で整理 | — | 設置 | スポーツ振興を通じたまちづくりの取組の推進 |
| 3 | 秋吉台国際芸術村 | 公募 | 要項等あり | 一か月以上を確保 | 設置 | — |
| 4 | きらら浜自然観察公園 | 公募 | 要項等あり | 一か月以上を確保 | 設置 | — |
| 5 | 栽培漁業センター | 単独指定 | 選定委員会資料で整理 | — | 設置 | 専門性が高く他者では不可(種苗生産) |
| 6 | 都市公園(萩ウエルネスパーク) | 単独指定 | 選定委員会資料で整理 | — | 設置 | 地元自治体施策との連携(健康増進等) |
| 7 | 港湾施設(11 施設) | 単独指定 | — | — | 設置省略 | 地元市町の施策との関連性や設置の経緯から、地元市町(関係団体含む)による管理運営が最も適当と考えられるため。 |
| 8 | 県営住宅等(121 施設) | 公募 | 要項等あり | 一か月以上を確保 | 設置 | — |
| 9 | 青少年自然の家(由宇) | 公募 | 要項等あり | 一か月以上を確保 | 設置 | — |

(2) 管理運営に関する事務手続き

ア 協定書、業務仕様書等規定に沿った管理運営

(監査結果)

全ての施設について必要事項を定めた協定書等を作成しており、手続きについては概ね適正であったが、一部改善留意すべき事項が確認された。(改善留意すべき事項3件)

① 県は協定書の規定に基づき、再委託する内容について、合理的な理由や履行能力の有無等について審査し、承認するかどうかの判断を行う必要がある。

庁舎警備業務など再委託している全ての業務(5栽培漁業センター)及び施設予約業務(7港湾施設)について、県の事前承認を得ていないものがあった。

なお、再委託の取扱いについては、会計管理局より留意すべき事項等について次の通知があるので、参考とされたい。

(※) 平成23年10月3日付平23会計第321号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について(通知)」。

<5栽培漁業センター、7港湾施設(⑤岩国港新港地区緑地)>

② 管理業務実施規程(第27条第1項)により、指定管理者は毎事業年度県が指定する期日までに事業計画書を作成し、県に提出するよう規定されているが、作成がされていなかった。<5栽培漁業センター>

③ 県は、指定管理者に対し管理運営業務に必要な備品等を貸し付ける際には、当該物品に係る貸付契約を締結する必要がある(物品規則第51条)が、貸付契約が締結されていなかった。<1大島防災センター、6萩ウエルネスパーク>

イ 利用料金の設定、減免事務

(監査結果)

利用料金は、各設置条例において、県が定めた基準額に対しその80%～120%の範囲で指定管理者が定めるものとされている。

また、利用料金の減免は、公益上特に必要がある場合、その他特別な理由があると認められるときにできることが規定されている。(改善留意すべき事項2件)

① 利用料金等の減免基準について、県の承認を受けず設定していたものがあった。

利用料金の減免は、施設利用者に直接関連のあるものであるので、特に慎重な扱いとするよう留意されたい。<1 大島防災センター、6 萩ウエルネスパーク>

② 減免に関する事務について、減免の決定に当たり、指定管理者は利用者から減免申請書を求めていなかった。

また、県は指定管理者の減免事務について実績等を把握していなかった。

県は、減免に関する事務を適切に行うよう指定管理者を指導されたい。

<2 おのだサッカー交流公園>

(3) 制度導入効果の十分な発揮

ア 設置目的に沿った運営の実現

(監査結果)

設置条例等で示す県の公の施設の設置目的に沿った運営が十分でないものがあった。(改善留意すべき事項2件)

① 山口県防災センターの設置目的は「防災に関する知識の普及を図り、もって県民の自発的な防災活動を促進すること(山口県防災センター条例第1条)」とされているが、地域住民を対象とした事業が多く、施設の広域的利用が十分でないものがあった。

<自主運営業務 (平成24年度事業報告書より抜粋)>

| 業務名 | 実施日 | 参加人員 | 内容等 | 参加者 |
|--------|-----------------------|--------------|---------------------|-------------------|
| 普通救命講習 | H24.12.18 | 25人 | AED取扱、人命救助実技講習 | 周防大島高生徒 |
| 防災講演 | H25.1.27 | 600人 | 自主防災講演会(橘総合センターで開催) | (周知は町民のみ) |
| 出前講演 | H24.5.24～ H25.3.17 | 583人 (延べ) | 町内の自主防災組織に対し防災講演を実施 | 船越自治会ほか 町内13団体 |
| 非常食試食会 | H24.12.8 | 48人 | 非常食試食、防災講演 | 大島商船高専ほか |

また、利用者に対する動向調査等、利用者の動向やニーズが十分に把握されていなかった。

指定管理者は、今後利用動向調査の実施により利用者の動向を詳細に分析するとともに、広域的な利用が図られるよう、周知方法や業務内容の見直しが必要である。また、県は、指定管理者に対し、設置目的に沿った事業の充実に向けた指導に努められたい。〈1 大島防災センター〉

② 下記施設は、利用の過半が地元市町等によるものとなっている。

今後、施設の性格や周辺部の類似施設の設置状況、施設利用者の動向等を踏まえ、広域的な利用の促進や、地元市町等への譲渡について検討されたい。〈6 萩ウエルネスパーク〉

〈萩ウエルネスパーク 平成24年度利用実績（単位：件）〉

| 施設名 | | 利用件数 (使用許可) | 申請者(申請者)所在地 内訳 | | |
|--------|-------|----------------|----------------|-------|----|
| | | | 萩市内 | その他県内 | 県外 |
| 野球場 | グラウンド | 171 | 164 | 5 | 2 |
| | 会議室 | 13 | 6 | 5 | 2 |
| スポーツ広場 | | 668 | 667 | 1 | 0 |
| 萩武道館 | アリーナ | 860 | 856 | 4 | 0 |
| | 弓道場 | 326 | 298 | 11 | 17 |
| | 研修室 | 59 | 58 | 1 | |
| 合計 | | 2,097 | 2,049 | 27 | 21 |

(注) 萩市の利用者割合(使用許可件数)・・・ $2,049 \div 2,097 \times 100 = 98\%$

イ 委託料（指定管理料）の設定

(ア) 制度導入による経費削減の状況

(監査結果)

県が指定管理料を支出していないもの、整備当初から指定管理制度による管理運営を行っているものを除く6施設の全てにおいて、管理に要する経費は制度導入後、縮減されている。

| 施設名 | 指定管理料の推移(単位:千円) (①は委託料、補助金等) | | | | |
|--------------|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| | ①H17 (制度導入前) | ②H22 | ③H23 | ④H24 | ④-① |
| 3 秋吉台国際芸術村 | 180,417 | 154,744 | 153,048 | 157,188 | △ 23,229 |
| 4 きらら浜自然観察公園 | 53,776 | 50,160 | 48,160 | 48,160 | △ 5,616 |
| 5 栽培漁業センター | 367,149 | 287,419 | 301,266 | 300,933 | △ 66,216 |
| 7 萩ウエルネスパーク | 43,397 | 29,739 | 29,740 | 29,767 | △ 13,630 |
| 8 県営住宅等(※) | 1,110,544 | 1,081,000 | 1,036,162 | 1,015,346 | △ 95,198 |
| 9 由宇青少年自然の家 | 101,850 | 84,500 | 77,451 | 77,451 | △ 24,399 |

(注) 「8 県営住宅等」は H17 より制度導入のため、①は H16 の額（一部委託のため推計値）を記入。

(イ) 委託料の積算について

(監査結果)

委託料の額は、概ね5年の指定期間中の限度額を債務負担行為として定め、各年度の額は年度協定書に定めている。

積算は、人件費は県の予算単価、その他の経費は実績等を元に算出していた。

平成24年度の委託料額は、指定管理者の管理体制の変動（職制変更など）や経費削減の努力等の要因により、債務負担行為額（を指定期間で除した額）と比して少額となっていた。

委託料の削減努力は認められるが、指定管理者は債務負担行為額をベースに長期の事業計画を立てていることから、各年度の委託料額の決定に当たっては、施設サービスの提供に支障が生じないよう、今後も県と指定管理者との間で十分に協議し、適切な額として決定されるよう努められたい。

〈債務負担行為額と委託料額の比較（単位：千円）〉

| 施設名 | | 指定期間 | ①債務負担 行為額 | ② (①÷5) | ③H23 委託料 | ④H24 委託料 | ⑤ (④-②) | 減少率 (④÷②) |
|-----|------------|---------|--------------|--------------------|-------------|-------------|------------|--------------|
| 3 | 秋吉台国際芸術村 | H23～H27 | 797,923 | 159,025 (※注1) | 153,048 | 157,188 | △ 1,837 | -1.2% |
| 4 | きらら浜自然観察公園 | H23～H27 | 254,000 | 50,800 | 48,160 | 48,160 | △ 2,640 | -5.2% |
| 5 | 栽培漁業センター | H23～H27 | 1,554,045 | 310,809 | 301,266 | 300,933 | △ 9,876 | -3.2% |
| 7 | 萩ウェルネスパーク | H22～H26 | 148,945 | 29,789 | 29,740 | 29,767 | △ 22 | -0.1% |
| 8 | 県営住宅等 | H24～H26 | 3,163,605 | 1,054,535 (※注2) | 1,036,162 | 1,015,346 | △ 39,189 | -3.7% |
| 9 | 由宇青少年自然の家 | H23～H27 | 387,255 | 77,451 | 77,451 | 77,451 | 0 | 0.0% |

（注1）債務負担行為額におけるH24支出予定額、（注2）①÷3（指定期間3年のため）

ウ 運営の質の向上による利用者サービスの増進

(監査結果)

多くの施設において、利用者サービス向上に向けた取組みが進められているが、特に下記事例は、利用者ニーズに機動的に対応し、民間活力の導入により運営の質向上に効果を上げているものとして評価される。

〈8 県営住宅等〉

- 年間一括契約により365日24時間にわたる修繕対応（緊急時）を実現。
- 駐車場が不足する県営住宅において、指定管理者が隣接する遊休地の地権者と開発業者に対し駐車場のニーズなど情報提供を行った結果、新たな民間駐車場が整備。

<9 由宇青少年自然の家>

- ・ 初日の出や帰省など、利用者ニーズを踏まえた年末年始営業（12月31日～1月2日）による施設利用者の増
- ・ 地元商工会、観光協会等地域と連携した地域イベント（スポーツ大会、音楽祭等）の開催
- ・ 利用者が予約段階で経費負担額を確認できるよう、施設予約者に対し利用料金明細書を発行。

(4) 管理運営状況の適切な把握・検証

ア モニタリングの適切な実施

(監査結果)

県（各施設所管課）は、事業年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書を受け、制度所管課（総務部人事課）が取扱いを定めた「指定管理施設における統一的なモニタリングの実施について（平成18年11月22日付け平18人事第665号）」に基づきモニタリングを実施している。

結果は所定の様式により報告書として整理され、制度所管課により取りまとめの上、県のホームページで公開されている。

モニタリングは概ね適正に実施されているが、単独指定の施設について、利用状況の把握等、一部改善留意すべきものがあった。（改善留意すべき事項3件）

- ① 下記2施設は、利用者の利用調整を実質的に利用者（地元漁協）が行っているが、指定管理者、県ともに施設の利用状況を把握していなかった。

| 施設名 | 所在地 | 指定管理者名 | 主な用途等 |
|------------------|-----|--------|-----------|
| 三田尻中閨港新築地港湾施設(④) | 防府市 | 防府市 | 漁船等小型船の停泊 |
| 徳山下松港櫛ヶ浜船だまり(⑩) | 周南市 | 周南市 | 漁船等小型船の停泊 |

当該施設は利用料金を徴収していないが、県は公の施設の設置目的が効果的に達成されているか、その利用状況を把握する必要がある。<7 港湾施設（④⑩）>

- ② 実地調査は、県がモニタリングにおいて指定管理者による管理運営状況の確認等を行う際に、必要に応じて実施することが認められている（法第244条の2第10項及び各包括協定書）が、モニタリングは書面上の確認に止まり、実地調査が行われていなかった。

本監査において、管理運営業務において改善留意すべき事項が確認されている次の施設については、これまで県のモニタリングは書面上の確認に止まっていることから、県は実地調査による確認や検証を行い、管理の適正化を図られたい。

<1 大島防災センター、2 おのだサッカー交流公園、5 栽培漁業センター、7 港湾施設>

- ③ 管理運営状況に対する評価指標は「利用者数」のみであり、施設の設置目的を達成するための具体的な目標や指標による検証・評価がなされていない。

県は、各設置条例等で規定した施設の設置目的や業務の成果が検証できる、より具体的な目標を指標とするよう検討されたい。

<1 大島防災センター、2 おのだサッカー交流公園、6 萩ウェルネスパーク>

〈設置条例、設置目的等〉

| 施設名 | 設置条例 | 設置目的、業務内容等 |
|---------------|----------------------|--|
| 大島防災センター | 山口県防災センター条例 | <p>設置(第1条)</p> <p><u>防災に関する知識の普及を図り、もって県民の自発的な防災活動を促進</u></p> <p>業務(第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する研修(第1項) ・〃 相談及び情報の提供(第2項) ・県民の自発的な防災活動を促進するために必要な業務(第3項) |
| おのだサッカーミニ交流公園 | 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例 | <p>設置(第1条)</p> <p><u>スポーツ活動を通じて県民の交流及び連携を促進し、もって個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進</u></p> <p>業務(第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動及び交流の機会の提供(第1項) ・相談及び情報提供(第2項) ・<u>個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するため必要な業務(第3項)</u> |
| 萩ウェルネスパーク | 山口県立都市公園条例 | <p>配置及び規模の基準(第1条の2第2項)</p> <p>一の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園</p> <p>※参考(単独指定の理由)</p> <p>地域住民の健康維持・増進を目的に整備された施設であり、<u>地元自治体が実施する健康増進・スポーツ推進等の各種施策との連携</u>が不可欠であるため。</p> |

イ 収支決算状況の適切な把握

(監査結果)

県は、安定的な事業運営確保の観点から、指定管理者に対し事業実施に係る決算状況の報告を求め、収支状況の把握を行っている。

平成24年度の事業報告書等により決算の状況を確認したところ、利用料金の減免状況を収支決算に適切に反映させていないもの、県が収支状況を把握していないものがあった。(改善留意すべき事項2件)

- ① 事業計画書、事業報告書(H22～H24)において報告された収支は、予算、決算とも支出超過となっており、超過分は決算段階で指定管理者である地元市町が負担している。

<萩ウエルネスパーク指定管理業務収支概況 (単位:千円)>

| 区分 | H22 | | H23 | | H24 | |
|------|--------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | ①予算 | ②決算 | ①予算 | ②決算 | ①予算 | ②決算 |
| 収入 | 県指定管理料 | 29,739 | 29,739 | 29,740 | 29,740 | 29,767 |
| | 利用料金等 | 3,190 | 3,004 | 3,191 | 2,902 | 3,178 |
| | 収入 計 | 32,929 | 32,743 | 32,931 | 32,642 | 32,945 |
| 支出 | 人件費 | 27,368 | 14,768 | 27,392 | 14,561 | 26,470 |
| | 管理費 | 15,320 | 27,922 | 17,063 | 28,946 | 16,708 |
| | 支出 計 | 42,688 | 42,690 | 44,455 | 43,507 | 43,178 |
| 収支差額 | | ▲ 9,759 | ▲ 9,947 | ▲ 11,524 | ▲ 10,865 | ▲ 10,233 |
| | | | | | | ▲ 8,927 |

※予算=事業計画書、決算=事業報告書より抜粋

一方、指定管理者は地元住民を対象に利用料金の減免を行っているが、地元市町が負担する当該減免額は利用料金相当額として収入することにより、施設の収支状況を明確にする必要がある。

県は、指定管理者に対し、利用料金の減免額を収支決算に適切に反映させるよう指導されたい。<6 萩ウエルネスパーク>

② 利用料金制度を導入していない7施設のうち5施設について、県に対し収支状況の報告がなされていなかった。

| | 施設名 | 指定管理者名 | 指定期間 | 利用料金制度 | 収支報告 |
|---|---------------------|----------|------------------|--------|------|
| ① | 港湾施設(徳山下松港晴海緑地公園) | 周南市 | H23.4.1～H28.3.31 | — | × |
| ② | 港湾施設(徳山下松港はなぐり緑地) | 下松市 | H23.4.1～H28.3.31 | — | × |
| ③ | 港湾施設(徳山下松港下松埠頭公園) | 下松市 | H23.4.1～H28.3.31 | — | × |
| ④ | 港湾施設(三田尻中関港新築地港湾施設) | 防府市 | H23.4.1～H28.3.31 | — | ○ |
| ⑤ | 港湾施設(岩国港新港地区緑地) | 岩国市 | H23.4.1～H28.3.31 | — | ○ |
| ⑥ | 港湾施設(萩港商港離島ターミナル) | 萩市 | H23.4.1～H28.3.31 | ○ | ○ |
| ⑦ | 港湾施設(萩港潟港港湾施設) | (株)マリーナ萩 | H23.4.1～H28.3.31 | ○ | ○ |
| ⑧ | 港湾施設(萩港潟港緑地) | 萩市 | H23.4.1～H28.3.31 | — | × |
| ⑨ | 港湾施設(平生港水揚地区物揚場等) | 平生町 | H23.4.1～H28.3.31 | ○ | ○ |
| ⑩ | 港湾施設(徳山下松港櫛ヶ浜船だまり) | 周南市 | H23.4.1～H28.3.31 | — | × |
| ⑪ | 港湾施設(徳山下松港州鼻船だまり) | 下松市 | H22.4.1～H27.3.31 | ○ | ○ |

県は安定的かつ確実にその業務を遂行するための基本的な情報を把握する観点から、指定管理者の事業実施に当たり必要な経費等について収支計画や収支報告により確認する必要がある。

県は、指定管理者に対する収支計画や収支報告の提出を求め、施設の利用状況を適切に把握するよう努められたい。<7 港湾施設 (①②③⑧⑩) >

第3 監査意見

実地監査対象施設については個別に改善留意すべき事項を示したところであるが、今回実地監査を行っていない施設を含め、全般を通じ次の点に留意され、公の施設の管理運営サービスの一層の向上に努められたい。

1 単独指定した施設の管理運営について

今回実地監査により確認した施設のうち、公募により指定したものについては、概ね適正な運営がなされており、管理運営経費の削減、民間活力を生かした運営の質の向上等が確認されるなど、制度導入の成果が認められる。

一方、単独指定した施設においては、規定の順守や利用料金の減免事務、収支決算の把握等において、多くの施設で改善留意すべき事項が確認された。

これは、本制度が可能な限り民間活力の活用を期待する中で、単独指定の対象団体の多くは地方公共団体（地元市町）であることの安心感や、選定・指定の段階で公募の場合には厳格に実施されている施設の運営方針や費用、責任分担等の精査が、十分なされていない等の理由によるものと考えられる。

したがって、県は設置者として、施設の目的が適切に発揮されるよう、モニタリングの充実等により管理運営状況の把握に一層努めるとともに、業務内容を精査の上、必要により公募の可能性について検討されたい。

2 施設の利用状況等の検証について

指定管理者制度は、公の施設の管理手法として定着しているが、制度の目的に沿って今後一層のサービス向上と利用の効率化が図られるよう、県は施設の設置目的や業務内容を踏まえた具体的な指標を定め、適切に評価を行うよう検討されたい。

また、社会経済情勢の変化等により、利用者の大半が地元市町の住民となり、広域的な利用が困難な施設については、管理運営状況の実態を十分検証の上、地元市町等への譲渡について検討されたい。

3 公の施設の今後の運営について

公の施設における指定管理者制度のメリットは大きく、民間のノウハウを活用する観点から、直営の施設についても制度導入の検討を積極的に進められたい。

また、本県の公の施設は設置後相当の年数を経過したものが多く、今後大規模修繕等による県の財政負担も予想されることから、直営施設を含めた県施設全般について、必要に応じて施設譲渡を含めた民営化、施設規模の適正化など、幅広い視点からそのあり方を十分検討されたい。

(参考1) 改善留意事項一覧（着眼点別）

(2) 管理運営に関する事務手続きは適正か

| 項目 | 施設所管課 (指定管理者) | 公の施設名 | 改善留意すべき事項 | 報告書 ページ |
|------------------------|------------------------------|--------------------|----------------------------------|------------|
| ア 協定書、業務仕様書等規定に沿った管理運営 | 水産振興課 (公社)山口県栽培漁業公社 | 栽培漁業センター | 再委託している全ての業務について、県の事前承認を得ていなかった。 | P16 |
| | 港湾課 (岩国市) | 港湾施設 ⑥岩国港新港地区緑地 | 施設の予約業務の再委託について、県の事前承認を得ていなかった。 | P16 |
| | 水産振興課 (公社)山口県栽培漁業公社 | 栽培漁業センター | 指定管理者が事業計画書を作成していなかった。 | P16 |
| | 防災危機管理課 (周防大島町) | 大島防災センター | 貸与備品の使用貸借契約が締結されていなかった。 | P16 |
| | 都市計画課 (萩市) | 萩ウエルネスパーク | | |
| イ 利用料金の設定、減免事務 | 防災危機管理課 (周防大島町) | 大島防災センター | 新たな減免基準の設定に当たり、県の承認を得ていなかった。 | P17 |
| | 都市計画課 (萩市) | 萩ウエルネスパーク | | |
| | スポーツ推進課 (県立おのだサッカー公園運営協会) | おのだサッカー交流公園 | 減免決定に当たり、利用者に減免申請書を求めていなかった。 | P17 |

(3) 制度導入効果が十分発揮されるものとなっているか

| 項目 | 施設所管課 (指定管理者) | 公の施設名 | 改善留意すべき事項 | 報告書 ページ |
|-----------------|--------------------|-----------|---|------------|
| ア 設置目的に沿った運営の実現 | 防災危機管理課 (周防大島町) | 大島防災センター | 施設の設置目的が管理運営に十分反映されていなかった。 | P17 |
| | 都市計画課 (萩市) | 萩ウエルネスパーク | 施設利用者の過半が地元住民等となっており、今後広域的な利用の促進や、地元市町への譲渡について検討されたい。 | P18 |

(4) 管理運営状況を適切に把握・検証しているか

| 項目 | 施設所管課 (指定管理者) | 公の施設名 | 改善留意すべき事項 | 報告書 ページ |
|----------------|------------------------------|---------------------------|--|------------|
| ア モニタリングの適切な実施 | 港湾課 (防府市) | 港湾施設 ④三田尻中関港新港地港湾施設 | 指定管理者、県ともに施設の利用状況を把握していなかった。 | P21 |
| | 港湾課 (周南市) | 港湾施設 ⑩徳山下松港櫛ヶ浜船だまり | | |
| | 防災危機管理課 (周防大島町) | 大島防災センター | 実地調査による確認や検証が行われていなかった。 | P21 |
| | スポーツ推進課 (県立おのだサッカー公園運営協会) | おのだサッカー交流公園 | | |
| | 水産振興課 (公社)山口県栽培漁業公社 | 栽培漁業センター | | |
| | 港湾課 (周南市ほか) | 港湾施設 (①～⑪全て) | | |
| | 防災危機管理課 (周防大島町) | 大島防災センター | 施設の設置目的に沿った施設運営の状況について、具体的な目標や指標をもって検証・評価がなされていなかった。 | P21 |
| | スポーツ推進課 (県立おのだサッカー公園運営協会) | おのだサッカー交流公園 | | |
| | 都市計画課 (萩市) | 萩ウエルネスパーク | | |
| イ 収支決算状況の適切な把握 | 都市計画課 (萩市) | 萩ウエルネスパーク | 指定管理者独自の減免による減収を収支決算に反映させていなかった。 | P23 |
| | 港湾課 (周南市ほか4市町) | 港湾施設 ①下松徳山港晴海運動公園ほか4施設 | 県が収支状況を把握していなかった。 | P24 |

(参考2) 実地監査対象施設の概要 (「7 港湾施設」はP4参照)

1 大島防災センター

| | | | | | | | | | |
|----------|---|------|-----------------------|----------|----------|--------|--------|--------|-------|
| ①設置年月日 | 平成20年11月1日 | | | | | | | | |
| ②所在地 | 大島郡周防大島町大字久賀5066-5 | | | | | | | | |
| ③設置条例 | 山口県防災センター条例 | | | | | | | | |
| ④業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 一 防災に関する研修に関すること。 二 防災に関する相談及び情報の提供に関すること。 三 その他県民の自発的な防災活動を促進するために必要な業務に関すること。 | | | | | | | | |
| ⑤指定等の状況 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定期間</td><td>平成20年11月1日～平成25年3月31日</td></tr> <tr> <td>指定管理者</td><td>周防大島町</td></tr> <tr> <td>申請者数</td><td>(単独指定)</td></tr> <tr> <td>利用料金制度</td><td>制度導入済</td></tr> </table> | 指定期間 | 平成20年11月1日～平成25年3月31日 | 指定管理者 | 周防大島町 | 申請者数 | (単独指定) | 利用料金制度 | 制度導入済 |
| 指定期間 | 平成20年11月1日～平成25年3月31日 | | | | | | | | |
| 指定管理者 | 周防大島町 | | | | | | | | |
| 申請者数 | (単独指定) | | | | | | | | |
| 利用料金制度 | 制度導入済 | | | | | | | | |
| ⑥管理運営状況 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">利用状況</td><td>利用者数(H24) 11,273人</td></tr> <tr> <td>委託料(H24)</td><td>26,732千円</td></tr> <tr> <td>利用料金収入</td><td>139千円</td></tr> </table> | 利用状況 | 利用者数(H24) 11,273人 | 委託料(H24) | 26,732千円 | 利用料金収入 | 139千円 | | |
| 利用状況 | 利用者数(H24) 11,273人 | | | | | | | | |
| 委託料(H24) | 26,732千円 | | | | | | | | |
| 利用料金収入 | 139千円 | | | | | | | | |
| ⑦施設所管課 | 総務部防災危機管理課 | | | | | | | | |

2 おのだサッカー交流公園

| | | | | | | | | | |
|----------|--|------|----------------------|----------|-------------------|--------|---------|--------|-------|
| ①設置年月日 | 平成18年7月22日 | | | | | | | | |
| ②所在地 | 山陽小野田市大字小野田字末広 | | | | | | | | |
| ③設置条例 | 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例 | | | | | | | | |
| ④業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 一 スポーツ活動及び交流の機会の提供に関すること。 二 スポーツ活動に関する相談及び情報提供に関すること。 三 前二号に掲げるもののほか、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するために必要な業務に関すること。 | | | | | | | | |
| ⑤指定等の状況 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定期間</td><td>平成23年4月1日～平成28年3月31日</td></tr> <tr> <td>指定管理者</td><td>県立おのだサッカー交流公園運営協会</td></tr> <tr> <td>申請者数</td><td>(単独指定)</td></tr> <tr> <td>利用料金制度</td><td>制度導入済</td></tr> </table> | 指定期間 | 平成23年4月1日～平成28年3月31日 | 指定管理者 | 県立おのだサッカー交流公園運営協会 | 申請者数 | (単独指定) | 利用料金制度 | 制度導入済 |
| 指定期間 | 平成23年4月1日～平成28年3月31日 | | | | | | | | |
| 指定管理者 | 県立おのだサッカー交流公園運営協会 | | | | | | | | |
| 申請者数 | (単独指定) | | | | | | | | |
| 利用料金制度 | 制度導入済 | | | | | | | | |
| ⑥管理運営状況 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">利用状況</td><td>利用者数(H24) 73,281人</td></tr> <tr> <td>委託料(H24)</td><td>(県は委託料を支出していない)</td></tr> <tr> <td>利用料金収入</td><td>6,186千円</td></tr> </table> | 利用状況 | 利用者数(H24) 73,281人 | 委託料(H24) | (県は委託料を支出していない) | 利用料金収入 | 6,186千円 | | |
| 利用状況 | 利用者数(H24) 73,281人 | | | | | | | | |
| 委託料(H24) | (県は委託料を支出していない) | | | | | | | | |
| 利用料金収入 | 6,186千円 | | | | | | | | |
| ⑦施設所管課 | スポーツ・文化局スポーツ推進課 ※平成24年度の組織再編整備により新設。 現指定期間に係る指定の事務は平成23年度に地域振興部地域政策課(当時)が行っており、平成24年度より業務を引き継いだもの。 | | | | | | | | |

3 秋吉台国際芸術村

| | | | | | | | | | |
|----------|--|------|----------------------|----------|----------------|--------|-----------------------|--------|-------|
| ①設置年月日 | 平成10年8月25日 | | | | | | | | |
| ②所在地 | 美祢市秋芳町秋吉50 | | | | | | | | |
| ③設置条例 | 山口県芸術村条例 | | | | | | | | |
| ④業務内容 | 一 芸術に関する創造的活動の機会の提供に関すること。 二 芸術に関する講習に関すること。 三 芸術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、芸術に係る人材の育成及び交流の促進に資するために必要な業務に関すること。 | | | | | | | | |
| ⑤指定等の状況 | <table border="1"> <tr> <td>指定期間</td><td>平成24年4月2日～平成28年3月31日</td></tr> <tr> <td>指定管理者</td><td>公益財団法人山口きらめき財団</td></tr> <tr> <td>申請者数</td><td>※財団の合併に伴い合併後の新設法人を再指定</td></tr> <tr> <td>利用料金制度</td><td>制度導入済</td></tr> </table> | 指定期間 | 平成24年4月2日～平成28年3月31日 | 指定管理者 | 公益財団法人山口きらめき財団 | 申請者数 | ※財団の合併に伴い合併後の新設法人を再指定 | 利用料金制度 | 制度導入済 |
| 指定期間 | 平成24年4月2日～平成28年3月31日 | | | | | | | | |
| 指定管理者 | 公益財団法人山口きらめき財団 | | | | | | | | |
| 申請者数 | ※財団の合併に伴い合併後の新設法人を再指定 | | | | | | | | |
| 利用料金制度 | 制度導入済 | | | | | | | | |
| ⑥管理運営状況 | <table border="1"> <tr> <td>利用状況</td><td>利用者数(H24) 49,045人</td></tr> <tr> <td>委託料(H24)</td><td>157,188千円</td></tr> <tr> <td>利用料金収入</td><td>24,192千円</td></tr> </table> | 利用状況 | 利用者数(H24) 49,045人 | 委託料(H24) | 157,188千円 | 利用料金収入 | 24,192千円 | | |
| 利用状況 | 利用者数(H24) 49,045人 | | | | | | | | |
| 委託料(H24) | 157,188千円 | | | | | | | | |
| 利用料金収入 | 24,192千円 | | | | | | | | |
| ⑦施設所管課 | スポーツ・文化局文化振興課 | | | | | | | | |

4 きらら浜自然観察公園

| | | | | | | | | | |
|----------|--|------|----------------------|----------|-----------------|--------|---------|--------|-------|
| ①設置年月日 | 平成13年4月27日 | | | | | | | | |
| ②所在地 | 山口市阿知須509-53 | | | | | | | | |
| ③設置条例 | 山口県立自然観察公園条例 | | | | | | | | |
| ④業務内容 | 一 野生動植物との触れ合いの機会の提供に関すること。 二 野生動植物の観察の指導に関すること。 三 野生動植物に関する資料等の収集及び展示に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、自然保護についての県民の理解を深めるために必要な業務に関すること。 | | | | | | | | |
| ⑤指定等の状況 | <table border="1"> <tr> <td>指定期間</td><td>平成23年4月1日～平成28年3月31日</td></tr> <tr> <td>指定管理者</td><td>特定非営利活動法人野鳥やまぐち</td></tr> <tr> <td>申請者数</td><td>1者</td></tr> <tr> <td>利用料金制度</td><td>制度導入済</td></tr> </table> | 指定期間 | 平成23年4月1日～平成28年3月31日 | 指定管理者 | 特定非営利活動法人野鳥やまぐち | 申請者数 | 1者 | 利用料金制度 | 制度導入済 |
| 指定期間 | 平成23年4月1日～平成28年3月31日 | | | | | | | | |
| 指定管理者 | 特定非営利活動法人野鳥やまぐち | | | | | | | | |
| 申請者数 | 1者 | | | | | | | | |
| 利用料金制度 | 制度導入済 | | | | | | | | |
| ⑥管理運営状況 | <table border="1"> <tr> <td>利用状況</td><td>利用者数(H24) 15,747人</td></tr> <tr> <td>委託料(H24)</td><td>48,160千円</td></tr> <tr> <td>利用料金収入</td><td>1,133千円</td></tr> </table> | 利用状況 | 利用者数(H24) 15,747人 | 委託料(H24) | 48,160千円 | 利用料金収入 | 1,133千円 | | |
| 利用状況 | 利用者数(H24) 15,747人 | | | | | | | | |
| 委託料(H24) | 48,160千円 | | | | | | | | |
| 利用料金収入 | 1,133千円 | | | | | | | | |
| ⑦施設所管課 | 環境生活部自然保護課 | | | | | | | | |

5 栽培漁業センター（内海、外海、外海第二）

| | | | | | | | | | |
|----------|--|------|----------------------|----------|-----------------|--------|--------|--------|-----------|
| ①設置年月日 | 昭和39年4月1日(内海) 昭和51年4月1日(外海) 平成5年4月1日(外海第二) | | | | | | | | |
| ②所在地 | 山口市秋穂東5179(内海) 長門市通黒瀬(外海) 阿武郡阿武町奈古筒尾(外海第二) | | | | | | | | |
| ③設置条例 | 山口県栽培漁業センター条例 | | | | | | | | |
| ④業務内容 | 一 水産動植物の種苗の生産及び配布に関すること。 二 栽培漁業に係る技術の研究及び指導に関すること。 | | | | | | | | |
| ⑤指定等の状況 | <table border="1"> <tr> <td>指定期間</td><td>平成23年4月1日～平成28年3月31日</td></tr> <tr> <td>指定管理者</td><td>公益社団法人山口県栽培漁業公社</td></tr> <tr> <td>申請者数</td><td>(単独指定)</td></tr> <tr> <td>利用料金制度</td><td>(導入していない)</td></tr> </table> | 指定期間 | 平成23年4月1日～平成28年3月31日 | 指定管理者 | 公益社団法人山口県栽培漁業公社 | 申請者数 | (単独指定) | 利用料金制度 | (導入していない) |
| 指定期間 | 平成23年4月1日～平成28年3月31日 | | | | | | | | |
| 指定管理者 | 公益社団法人山口県栽培漁業公社 | | | | | | | | |
| 申請者数 | (単独指定) | | | | | | | | |
| 利用料金制度 | (導入していない) | | | | | | | | |
| ⑥管理運営状況 | <table border="1"> <tr> <td>利用状況</td><td>種苗生産尾数(H24) 23,367千尾</td></tr> <tr> <td>委託料(H24)</td><td>300,933千円</td></tr> <tr> <td>利用料金収入</td><td>—</td></tr> </table> | 利用状況 | 種苗生産尾数(H24) 23,367千尾 | 委託料(H24) | 300,933千円 | 利用料金収入 | — | | |
| 利用状況 | 種苗生産尾数(H24) 23,367千尾 | | | | | | | | |
| 委託料(H24) | 300,933千円 | | | | | | | | |
| 利用料金収入 | — | | | | | | | | |
| ⑦施設所管課 | 農林水産部水産振興課 | | | | | | | | |

6 都市公園（萩ウエルネスパーク）

| | | | | | | | | | |
|----------|---|------|----------------------|----------|----------|--------|---------|--------|-------|
| ①設置年月日 | 平成10年6月14日 | | | | | | | | |
| ②所在地 | 萩市大字椿字霧口地内 | | | | | | | | |
| ③設置条例 | 山口県立都市公園条例 | | | | | | | | |
| ④業務内容 | ・公園施設の利用に関する業務 ・許可に関する業務 | | | | | | | | |
| ⑤指定等の状況 | <table border="1"> <tr> <td>指定期間</td><td>平成22年4月1日～平成27年3月31日</td></tr> <tr> <td>指定管理者</td><td>萩市</td></tr> <tr> <td>申請者数</td><td>(単独指定)</td></tr> <tr> <td>利用料金制度</td><td>制度導入済</td></tr> </table> | 指定期間 | 平成22年4月1日～平成27年3月31日 | 指定管理者 | 萩市 | 申請者数 | (単独指定) | 利用料金制度 | 制度導入済 |
| 指定期間 | 平成22年4月1日～平成27年3月31日 | | | | | | | | |
| 指定管理者 | 萩市 | | | | | | | | |
| 申請者数 | (単独指定) | | | | | | | | |
| 利用料金制度 | 制度導入済 | | | | | | | | |
| ⑥管理運営状況 | <table border="1"> <tr> <td>利用状況</td><td>利用者数(H24) 95,716人</td></tr> <tr> <td>委託料(H24)</td><td>29,767千円</td></tr> <tr> <td>利用料金収入</td><td>3,184千円</td></tr> </table> | 利用状況 | 利用者数(H24) 95,716人 | 委託料(H24) | 29,767千円 | 利用料金収入 | 3,184千円 | | |
| 利用状況 | 利用者数(H24) 95,716人 | | | | | | | | |
| 委託料(H24) | 29,767千円 | | | | | | | | |
| 利用料金収入 | 3,184千円 | | | | | | | | |
| ⑦施設所管課 | 土木建築部都市計画課 | | | | | | | | |

8 県営住宅等（121施設）

| | |
|----------|--|
| ①設置年月日 | 昭和56年(王司団地:下関市)外 |
| ②所在地 | 下関市王司上町1丁目外 |
| ③設置条例 | 山口県営住宅条例、山口県営改良住宅条例、山口県営特定公共賃貸住宅条例 |
| ④業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の公募に関すること ・入居者の指導及び連絡に関すること ・家賃及び使用料の収納に関すること ・県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関すること |
| ⑤指定等の状況 | |
| 指定期間 | 平成24年4月1日～平成27年3月31日 |
| 指定管理者 | 一般財団法人山口県施設管理財団 |
| 申請者数 | ※公社(=前指定管理者)廃止後業務を引き継いだ団体を再指定 |
| 利用料金制度 | (導入していない) |
| ⑥管理運営状況 | |
| 利用状況 | 管理戸数(H24) 13,142戸 |
| 委託料(H24) | 1,015,346千円 |
| 利用料金収入 | — |
| ⑦施設所管課 | 土木建築部住宅課 |

9 青少年自然の家（由宇）

| | |
|----------|--|
| ①設置年月日 | 平成9年4月24日 |
| ②所在地 | 岩国市由宇町字深山2273-2 |
| ③設置条例 | 山口県青少年自然の家条例 |
| ④業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 一 青少年に対する自然の観察及び野外活動の指導に関すること。 二 青少年の集団宿泊研修又は団体宿泊研修に関すること。 三 青少年団体の指導者の研修に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、健全な青少年を育成するために山口県教育委員会が適当であると認める業務に関すること。 |
| ⑤指定等の状況 | |
| 指定期間 | 平成23年4月1日～平成28年3月31日 |
| 指定管理者 | 公益財団法人山口県ひとづくり財団 |
| 申請者数 | 2者 |
| 利用料金制度 | 制度導入済 |
| ⑥管理運営状況 | |
| 利用状況 | 利用者数(H24) 39,127人 |
| 委託料(H24) | 77,451千円 |
| 利用料金収入 | 19,263千円 |
| ⑦施設所管課 | 教育庁社会教育・文化財課 |